

令和 7 年度近畿農政局加古川水系広域農業水利施設総合管理所
車両整備等請負業務（単価契約）仕様書

第 1 総則

- 1 受注者は、近畿農政局加古川水系広域農業水利施設総合管理所等において使用する仕様書別紙 1 及び 2 の車両について、道路運送車両法に定める定期点検基準に基づく車両の整備及び定期点検、その他発注者又は契約書第 9 条第 1 項に定める発注者の指定した職員（以下「発注者等」という。）の指示する作業を行うものとする。
- 2 本業務の実施に際しては、関係法令に定めるところのほか、本仕様書に定めるところにより実施するものとし、本仕様書に定めがない事項は、発注者等と受注者が協議により定めるものとする。
- 3 本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。
- 4 本業務の実施に際し、発注者等及び第三者の車両・建物・備品その他の財産等に損害を与えた場合は、直ちに発注者等に通知するとともに、発注者等の指示に従い必要な措置を行うこととし、必要な費用は発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き受注者の負担とする。

また、受注者は交通法規等の各種法令を遵守し、契約履行中に発生した事故等については発注者は一切の責任を負わないものとする。
- 5 業務の実施に際しては、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）別記 2 2－5 に定める判断の基準を遵守すること。

第 2 業務の内容等

- 1 業務の対象となる車両及び予定している整備内容は仕様書別紙 1、2 及び 3 のとおりである。なお、予定整備一覧に記載された数量は、発注予定数量を確約するものではない。
- 2 受注者の整備工場等への回送は、発注者等が特に指示した場合を除き受注者が行うこと。
- 3 引き取り日、整備の日時、履行期限等については、発注の都度、発注者等と受注者が協議の上、発注者等が決定する。

整備車両については、総合管理所ほか各ダム管理所より車両を引き取り、点検・検査実施後、発注書に定める履行期限までに返還すること。ただし、軽微な整備等については、発注者等と協議の上、駐車スペース等において実施することも可能とする。

その際、車両回送にかかる費用については、請求対象外とする。
- 4 交換部品については、メーカー純正品又はメーカーが指定する規格と同等の品質を有しているものを使用すること。
- 5 整備等に伴い廃棄物等の発生品がある場合は、発注者等が特に発注者等への引き渡し

を指示した場合を除き、受注者の負担により適正に処分すること。

第3 発注

- 1 発注者等は、車両の整備等を請求する場合は、契約書第9条第1項に定める発注書を受注者に交付するものとする。
- 2 受注者は、車両の点検を行った結果、発注者等の指定した整備項目及び部品等の交換等について必要がないと判断される場合、若しくは発注者等の指定した部品以外の部品について整備・交換等が必要であると判断した場合は、当該部品の整備・部品の交換等を行う前に発注者等に協議し、その指示を受けなければならない。
- 3 発注者等は、前項により協議を受けた場合において、発注者等が整備項目及び当該部品の交換等が不要若しくは必要と判断した場合は、第5項の場合を除き、発注内容の変更を行うものとする。
- 4 前項の場合において、発注者等が発注書において定めた履行期限内に整備等を完了することが困難であると認められるときは、契約書第14条に定めるところにより履行期限を変更するものとする。
- 5 受注者は点検作業中に契約に定めのない修理、部品交換が必要となる場合は、発注者等と協議の上、修理、交換を行うものとする。

第4 自動車損害賠償責任保険料（法定料金）及び自動車重量税（税金）の扱い

車検時に必要となる自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は、車検点検実施後に受注者が車検整備代と併せて所要額を発注者に請求し受領することとする。

なお契約期間中に自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税の改正等に伴い、金額の変更があった場合は、改定後の金額を請求するものとする。

第5 検査、請求、支払

- 1 受注者は検査・整備及び必要な手続を完了する都度、契約書第10条第1項に定める作業報告書（受注者独自様式の納品書等により作業報告書に代えることも可）に以下に定める関係書類（②以下は該当がある場合のみ）を添えて発注者に通知しなければならない。

また、契約書第13条第2項の打合せの結果、修理、部品交換を行った整備についても同様とする。

 - ① 整備記録簿
 - ② 自動車検査証
 - ③ 自動車損害賠償責任保険証明書
- 2 代金の請求及び支払いについては、上記第3第1項により1件の発注書で発注者等が依頼した車両について契約書第10条第2項の検査が完了した後に行うものとする。

第6 保証

受注者は、契約書第10条第2項に定める検査に合格した日から起算して6ヶ月が経過する日若しくは走行距離が10,000kmに達した日のいずれか早い日までの間、受注者負担により整備等の内容について保証しなければならない。

第7 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号））を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者（委託事業の場合は「受託者」とする。）は、役務（委託事業の場合は「委託事業」とする。）の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ① みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。
- ② エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理やウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。

第8 その他

業務の対象となる車両については、事情により増減する場合がある。

別紙1 車検整備

メーカー			日産	日産	日産	トヨタ	マツダ
車種			エクストレイル	ADエキスパート	セレナ	アクア	タイタン
車両番号			神戸800ち1012	神戸800そ4867	神戸504に1516	神戸504す7199	神戸400て8780
型式			DBA-NT32	DBF-VZNY12	DAA-HC27	DAA-NHP10	TRG-LHR85A
初年度登録年月日			R2.3.24	H28.3.24	H31.2.15	H28.9.27	H29.12.6
車検満了年月日			R8.3.23	R8.3.23	R8.2.14	R7.9.26	R7.12.5
車両重量			1,550	1,300	1,730	1,080	2,370
車両総重量			1,825	1,825	2,115	1,355	3,985
用途			特種/自家用	特種/自家用	乗用/自家用	乗用/自家用	貨物/自家用
自賠責保険料			17,650円	17,650円	17,650円	17,650円	12,850円
自動車重量税			16,400円	16,400円	20,000円	15,000円	10,000円
車両保管場所			三木市志染町三津田1525	三田市大川瀬1457-32	三木市志染町三津田1525	三木市志染町三津田1525	三木市志染町三津田1525
予定整備一覧		単位					
1	車検整備	式	1	1	1	1	1
2	エンジンオイル交換	式	1	1	1	1	1
3	オイルエレメント交換	式	1	1	1	1	1
4	ブレーキフルード交換	式	1	1	1	1	1
5	ブレーキパッド交換	式	1	1	1	1	1
6	LLC交換	式	1	1	1	1	1
7	エアーエレメント交換	式	1	1	1	1	1
8	ウインドウォッシャー液補充	式	1	1	1	1	1
9	エアコンフィルター交換	式	1	1	1	1	1
10	下回り洗淨・防錆塗装	式	1	1	1	1	1
11	バッテリー比重測定/電解液補充	式	1	1	1	1	1
12	バッテリー交換	式	1	1	1	1	1
13	ワイパーブレードゴム前後一式交換	式	1	1	1	1	1
14	発煙筒交換	式	1	1	1	1	1
15	車検代行手数料	式	1	1	1	1	1
16	引取納車費用	往復	1	1	1	1	1

別紙2 12か月点検整備

メーカー			三菱	ホンダ	三菱	日産	ホンダ	日産	日産	ホンダ
車種			ランサーカーゴ	ヴェゼル	ランサーカーゴ	NV150AD	ヴェゼル	ノート	ノート	ヴェゼル
車両番号			神戸800そ6058	神戸800ち7763	神戸800そ6059	神戸800そ9030	神戸800せ7764	神戸504ま6777	神戸504の1187	神戸800せ7762
型式			DBF-CVZNY12	6AA-RV6	DBF-CVZNY12	DBF-VZNY12	6AA-RV6	6AA-SNE13	DAA-HE12	6AA-RV6
初年度登録年月日			H29.2.10	R6.10.16	H29.2.10	H31.1.30	R6.10.16	R3.12.3	R2.1.23	R6.10.16
車検満了年月日			R9.2.9	R8.10.15	R9.2.9	R9.1.29	R8.10.15	R8.12.2	R9.1.22	R8.10.15
車両重量			1,280	1,450	1,260	1,280	1,450	1,340	1,220	1,450
車両総重量			1,805	1,725	1,785	1,805	1,725	1,615	1,495	1,725
用途			特種/自家用	特種/自家用	特種/自家用	特種/自家用	特種/自家用	乗用/自家用	乗用/自家用	特種/自家用
車両保管場所			三木市志染町三津田1525	丹波篠山市大山下353-1	丹波篠山市大山下353-1	三田市大川瀬1457-32	三田市大川瀬1457-32	丹波篠山市大山下353-1	多可郡多可町中区靴屋677-7	多可郡多可町中区靴屋677-7
予定整備一覧		単位								
1	12か月点検(車内外清掃含む)	式	1	1	1	1	1	1	1	1
2	エンジンオイル交換	式	1	1	1	1	1	1	1	1
3	オイルエレメント交換	式	1	1	1	1	1	1	1	1
4	ウインドウワッシャー液補充	式	1	1	1	1	1	1	1	1
5	バッテリー比重測定/電解液補充	式	1	1	1	1	1	1	1	1
6	バッテリー交換	式	1	1	1	1	1	1	1	1
7	ワイパーブレードゴム前後一式交換	式	1	1	1	1	1	1	1	1
8	タイヤ入替(夏タイヤ⇄冬タイヤ)	回							2	2
9	引取納車費用	往復	1	1	1	1	1	1	3	3

・タイヤ入替(夏タイヤ⇄冬タイヤ)は、発注者が保有するスタッドレスタイヤ(ホイール付き)とラジアルタイヤとの1回あたり4輪の装脱着作業を行う。

別紙3 6か月点検整備

メーカー		マツダ	
車種		タイタン	
車両番号		神戸400㊦8780	
型式		TRG-LHR85A	
初年度登録年月日		H29.12.6	
車検満了年月日		R7.12.5	
車両重量		2,370	
車両総重量		3,985	
用途		貨物/自家用	
車両保管場所		三木市志染町三津田1525	
予定整備一覧		単位	
1	6か月点検	式	1
2	エンジンオイル交換	式	1
3	引取納車費用	往復	1

番号 ○○－○

発 注 書

令和 年 月 日

(請負業者名) 殿

契約等担当職員
又は補助職員

下記により整備等を実施されたい。
記

品 名	数 量	単 価	金 額
	別紙内訳書のとおり		
納 入 場 所	加古川水系広域農業水利施設総合管理所		
納 入 年 月 日	令和 年 月 日		
業 者 名	(請負業者名)		
備 考			

注意事項 この発注書は作業報告書に添付してください。

番号 ○○－○

発 注 書 (控)

下記のとおり発注してよい。
令和 年 月 日
契約等担当職員
又は補助職員

担 当 者

記

品 名	数 量	単 価	金 額
	別紙内訳書のとおり		
納 入 場 所	加古川水系広域農業水利施設総合管理所		
納 入 年 月 日	令和 年 月 日		
業 者 名	(請負業者名)		
備 考			

書

車	種			登録番号		
1. 労 務 費						
整 備 項 目	数量	単位	単位工数	工 数	備 考	
工 数 計						
労 務 費 計		×				
2. 部 品 等						
部 品 名	数量	単位	単 価	金 額	備 考	
値 引 き 額 ×						
部 品 代 計						
3. その他						
整 備 項 目	数量	単位	金 額		備 考	
小 計						
1. 2. 3 合 計						
消 費 税		× 0.10				
自 賠 責 保 険 料						
自 動 車 重 量 税						
総 合 計						